

札幌市保護施設条例の一部を改正する条例案
令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市保護施設条例の一部を改正する条例
札幌市保護施設条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「90人」を「75人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（理 由）

あけぼの荘の定員を変更するため、本案を提出する。